

# 日本・トルコ協会規約

(2016年6月3日改訂)

## 第1章 名称および事務所

第1条 本会は日本・トルコ協会 (The Japan-Turkey Society) と称する。

第2条 本会の事務所はこれを東京都におく。

## 第2章 目的および事業

第3条 本会は日本・トルコ両国間の文化の交流、経済関係の増進、技術関係の増進、技術提携の促進等をはかり、もって両国民相互の理解と友好親善を強化することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために必要な諸事業を行う。

## 第3章 会 員

第5条 会員は通常会員および名誉会員とする。

通常会員は本会の目的に賛同して入会した個人または法人とする。

本会に格別の功労のあったものを名誉会員とする。

## 第4章 役員および職員

第6条 本会に名誉総裁、総裁、名誉会長、顧問若干名の外、次の役員をおく。

会 長 1名

副会長 3名以内

理 事 若干名 (内、常任理事若干名)

監 事 2名

第7条 名誉総裁、総裁、および顧問は会長が常任理事会の議決を得て委嘱する。

第8条 名誉会長には本邦駐割トルコ共和国特命全権大使を推挙する。

第9条 会長は総会において選任する。

第10条 副会長、理事および監事は会長が指名する。

第11条 会長は理事中若干名を常任理事に指名する。

第12条 第9条ないし第11条に規定する役員の任期は2年とする。ただし重任をさまたげない。

第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

第14条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第15条 理事は理事会を組織し、重要な会務を審議決定する。

第16条 常任理事は常任理事会を組織し、会長を補佐して本会運営上の常務を処理する。

第17条 会長および副会長は理事会および常任理事会の構成員とする。

第18条 監事は本会の会計および会務執行の状況を監査する。

第19条 顧問は会長の諮問に応え、総会および理事会に出席して意見を述べることができる。

第20条 本会の事務を処理するため必要な職員をおく。職員に関する事項は会長が定める。

ただし経費を要する場合にはあらかじめ常任理事会の承認を得ることを要する。

## 第5章 総会

- 第21条 定時総会は毎年1回これを開く。臨時総会は会長もしくは常任理事会が必要と認めるときこれを開く。
- 第22条 総会は会長がこれを召集し、またその議長となる。
- 第23条 法人会員である会員は総会にそれぞれ1名の代表者を出席させるものとする。  
前記代表者はあらかじめ本会に通知しておかねばならない。
- 第24条 会議の議決は出席者の過半数をもって決定する。  
賛否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章 資産および会計

- 第25条 本会の資産は会費、寄附金品、事業に伴う収入およびその他の収入からなる。
- 第26条 会員は次の会費を負担する。  
個人会員は年額 一口7千円以上  
法人会員は年額 20万円  
会費は初年度分を入会と同時に納入し、次年度分以降については新年度はじめに納入するものとする。特別な事情がある場合は、その限りではない。ただし、その場合は常任理事会の同意のもとに会長が承認する。
- 第27条 名誉会員には会費の負担を請求しない。  
名誉総裁、総裁、名誉会長および顧問は名誉会員として取り扱う。
- 第28条 資産の管理および運用は常任理事会の承認を得て会長がこれを行う。
- 第29条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。
- 第30条 本会の予算は新会計年度開始前常任理事会において議決し、理事会及び総会の承認を得るものとする。
- 第31条 本会の決算は会計年度終了後2カ月以内に常任理事会が作成し、財産目録および事業報告とともに監事の監査を受け、理事会の承認を得た上、総会に報告しなければならない。
- 第32条 新会計年度の予算が決定するまで前年度の予算の範囲内で経費の支払いを行うことができる。

## 第7章 規約の変更

- 第33条 本規約の変更は総会において会員の過半数が出席し(委任状による意思表示する会員も含む)、その3分の2以上の議決を経なければならない。

## 第8章 附則

- 第34条 会員になるには会員2名の紹介により所定の入会申込書を本会に提出し、常任理事会の承認を受けることを必要とする。
- 第35条 会員が①会費の支払を怠り、催告にも関わらずこれを履行しない場合、若しくは②本会の秩序を乱し、または名誉を棄損した時には理事会の議決により除名することができる。